

No. 108 (2007/07)

目次

1. 判例評釈 - 「MYUTA 事件」東京地裁判決（奥邨弘司 神奈川大学経営学部准教授） 1
2. 知的財産権問題関連 入手資料ご案内
 - (1) 海外の文献情報18
 - (2) 日本の文献情報22
3. お知らせ
 - (1) 平成 19 年度 ソフトウェアの知的財産権入門講座、引き続き受講者募集中！
.....
28
 - (2) 平成 19 年 3 月 23 日開催「ソフトウェア ADR セミナー」の内容と模擬仲裁 DVD の
無償頒布について29

1. 判例評釈 - 「MYUTA 事件」東京地裁判決

「MYUTA 事件」東京地裁判決 (平成 19 年 5 月 25 日)

奥邨 弘司 (神奈川県立大学経営学部准教授)

本件は、携帯電話向けの音楽ストレージサービスを提供する事業者が、当該サービスで利用される音楽著作物の著作権を管理する著作権等管理事業者を相手取って、自らが当該サービスを提供する行為に対して、当該著作権等管理事業者が、その管理する音楽著作物に係る著作権に基づき、差止めを請求する権利を有しないことの確認を求めたところ、当該サービスの提供は、複製権および公衆送信権の侵害に当たるとして、差止請求権の存在が確認された事案である。

1 事案の概要

1-1 当事者と経緯

携帯電話向けストレージサービス等を業とする株式会社である原告 X が提供していた MYUTA サービス (以下「本件サービス」という) は、「X が作成して提供する「MYUTA 専用 MUSIC UPLOADER」 (以下「本件ユーザソフト」という) を用いて、ユーザ (評者注: 当面は KDDI 株式会社の au WIN 端末のユーザのみ) が楽曲の音源データを自己のパソコンで携帯電話用ファイル (評者注: 3G2 ファイル) に圧縮し、インターネットを経由して X の運営する「MYUTA サーバ」 (以下「本件サーバ」という) のストレージ (外部保存媒体。具体的にはストレージサーバ内の大容量のハードディスク) にアップロードして蔵置し、これを任意の時期に自己の携帯電話にダウンロードできるようにするものであり、これにより、ユーザにおいて、携帯電話で楽曲を自由に再生することができる」サービスである。

X は、平成 17 年 11 月から無料の試用サービスとして本件サービスを開始したところ、平成 18 年 2 月に、音楽著作権等管理事業者であり社団法人である被告 Y より「本件サービスの中止と権利者の許諾を得た上での再開」についての申し入れがあり、X・Y 間で数度のやりとりが行われた。その後、X は「著作権法の解釈を明確にした後、改めてサービスを再開することを目指」して一旦 4 月にサービスを終了した。X は 5 月に、本件サービスの提供につき、Y による差止請求権の不存在の確認を求める本件訴訟を提起した。

1-2 本件サービスの概要

本件サービスの概要を楽曲の音源データの流れを中心に、判決添付別紙「本件サービスにおける音楽著作物の利用」 (以下「説明図」という) に基づき説明すると次のようになる。(説明図中の番号は、以下「説明図①」等と称する。)

説明図①

個々のユーザが自身のパソコン上に、CD その他から音源データを MP3 ファイル形式または WMA ファイル形式で用意する。

説明図②

「ユーザのパソコンにおいて、本件ユーザソフトを用いて、MP3 ファイル又は WMA ファイルが AVI ファイルに変換され、蔵置されて複製される。」

説明図③および④

「ユーザのパソコンにおいて、本件ユーザソフトを用いて、AVI ファイルが 3G2 ファイルに変換され、蔵置されて複製された後、インターネット回線で本件サーバにアップロードされ、その完了時に 3G2 ファイルがユーザのパソコンから消去される。」

説明図④

「本件サーバにおいて、ユーザからインターネット回線でアップロードされた 3G2 ファイルが蔵置されて複製される。」

説明図④および⑤

「ユーザの携帯電話において、本件サーバからインターネット回線でダウンロードされた 3G2 ファイルが蔵置されて複製される。」

ダウンロードされた楽曲は携帯電話に搭載されたメモリーに保存されることになるため、保存できる曲数はメモリーの容量に依存することとなる。保存された楽曲は、消去されるまで何度でも繰り返し再生可能である。

なお、「本件サービスでは、ユーザが会員登録時に本件サービスで使用するパソコン及び携帯電話を特定してメールアドレス、パスワード等を登録し、X から発行されたアクセスキーとユーザの携帯電話固有のサブスクライバーID（加入者 ID）を用いて識別がされることにより、ユーザのパソコン、本件サーバのストレージ領域、ユーザの携帯電話が紐付けされ、他の機器からの接続は許可されない。」

2 争点

2-1 複製権侵害の有無

- 争点①：「説明図④に関し、本件サーバにおける 3G2 ファイルの複製行為について、その行為主体が誰か」
- 争点②：「説明図⑤に関し、ユーザの携帯電話における 3G2 ファイルの複製行為について、その行為主体が誰か」
- 争点③：「説明図②に関し、ユーザのパソコンにおける AVI ファイルの複製行為について、また、説明図③に関し、ユーザのパソコンにおける 3G2 ファイルの複製行為について、それぞれその行為主体が誰か」

2-2 公衆送信権侵害の有無

争点④：「説明図④から⑤に関し、本件サーバからユーザの携帯電話に向けた 3G2 ファイルの送信（ダウンロード）について、自動公衆送信行為がされたといえるか。自動公衆送信行為であるとして、その行為主体が誰か」

争点⑤：「説明図④に関し、本件サーバにおける 3G2 ファイルの蔵置について、送信可能化行為がされたといえるか。送信可能化行為であるとして、その行為主体が誰か」

3 判旨¹ 請求棄却

3-1 争点①について

説明図④において複製が行われることについては当事者間で争いがないことから、それを前提とした上で、その主体が誰であるかについて裁判所は次のように判示した。

「……① X の提供しようとする本件サービスは、パソコンと携帯電話のインターネット接続環境を有するユーザを対象として、CD 等の楽曲を自己の携帯電話で聴くことができるようにするものであり、本件サービスの説明図④の過程において、複製行為が不可避的であって、本件サーバに 3G2 ファイルを蔵置する複製行為は、本件サービスにおいて極めて重要なプロセスと位置付けられること、② 本件サービスにおいて、3G2 ファイルの蔵置及び携帯電話への送信等中心的役割を果たす本件サーバは、X がこれを所有し、その支配下に設置して管理してきたこと、③ X は、本件サービスを利用するに必要な不可欠な本件ユーザソフトを作成して提供し、本件ユーザソフトは、本件サーバとインターネット回線を介して連動している状態において、本件サーバの認証を受けなければ作動しないようになっていること、④ 本件サーバにおける 3G2 ファイルの複製は、上記のような本件ユーザソフトがユーザのパソコン内で起動され、本件サーバ内の本件ストレージソフトとインターネット回線を介して連動した状態で機能するように、X によってシステム設計されたものであること、⑤ ユーザが個人レベルで CD 等の楽曲の音源データを携帯電話で利用することは、技術的に相当程度困難であり、本件サービスにおける本件サーバのストレージのような携帯電話にダウンロードが可能な形のサイトに音源データを蔵置する複製行為により、初めて可能になること、⑥ ユーザは、本件サーバにどの楽曲を複製するか等の操作の端緒となる関与を行うものではあるが、本件サーバにおける音源データの蔵置に不可欠な本件ユーザソフトの仕様や、ストレージでの保存に必要な条件は、X によって予めシステム設計で決定され、その複製行為は、専ら、X の管理下にある本件サーバにおいて行われるものであることに照らせば、本件サーバにおける 3G2 ファイルの複製行為の主体は、X というべきであり、ユーザということはいできない。」

「なるほど、本件サービスのいわば入口と出口だけを捉えれば、ユーザのパソコンとユーザの携帯電話という 1 対 1 の対応関係といえなくはないが、説明図④すなわち本件サーバにおいて音源ファイルが複製されていることに変わりはなく、しかも、本件サーバへの 3G2 ファイルの蔵置による複製は、本件サービスにおいて極めて重要なプロセスと位置付けられる。そして、前記…のとおり、本件サーバにおける 3G2 ファイルの複

¹ 証拠の表示および判決中の章節等の参照表記は省略した。

製行為は、複製に係る蔵置のための操作の端緒となる関与をユーザが行い、X が任意に随時行うものではないが、この蔵置による複製行為そのものは、専ら、X の管理下において行われている。すなわち、本件サーバにおける 3G2 ファイルの複製行為は、ユーザがどの楽曲データをアップロードするかを決定して操作するものではあるが、複製の過程はすべて X が所有し管理する本件サーバにおいて、X が設計管理するシステムの上で、かつ、X がユーザに要求する認証手続を経た上でされるものであって、X の全面的な関与の下にされるものである。そうすると、この過程において、ユーザは複製のための操作の端緒となる関与をしたに留まるものというべきであり、上記の複製行為は、前記…のとおりに、それ自体、X の行為としてとらえるのが相当である。」

なお、争点②および③については判断が示されなかった。

3-2 争点④について

「説明図④から⑤の過程に関し、本件サーバからユーザの携帯電話に向けた 3G2 ファイルの送信（ダウンロード）について、送信行為の主体が誰かにつき検討すると、前記…同様に、① X の提供しようとする本件サービスは、パソコンと携帯電話のインターネット接続環境を有するユーザを対象として、CD 等の楽曲を自己の携帯電話で聴くことができるようにするものであり、本件サービスの説明図④から⑤の過程において、音源データの送信行為が不可避的であって、本件サーバから 3G2 ファイルを送信する行為は、本件サービスにおいて不可欠の最終的なプロセスと位置付けられること、② 本件サービスにおいて、3G2 ファイルの蔵置及び携帯電話への送信等中心的役割を果たす本件サーバは、X がこれを所有し、その支配下に設置して管理してきたこと、③ 本件サーバによる 3G2 ファイルの送信は、インターネット回線を介して、ユーザの携帯電話と本件サーバ内の本件ストレージソフトが連動して機能するように、X によってシステム設計されたものであること、④ 本件サーバからの送信行為は、本件サーバでの複製行為を前提とするものであり、ユーザが個人レベルで CD 等の楽曲の音源データを携帯電話で利用することは、技術的に相当程度困難であること、⑤ ユーザは、本件サーバにどの楽曲をダウンロードするか等の操作の端緒となる関与を行うものではあるが、本件サーバによる音源データの送信に係る仕様や条件は、X によって予めシステム設計で決定され、その送信行為は、専ら、X の管理下にある本件サーバにおいて行われるものであることに照らせば、本件サーバによる 3G2 ファイルの送信行為の主体は、X というべきであり、ユーザということはいできない。」

「本件サービスを担う本件サーバは、前記…認定のとおりに、ユーザの携帯電話からの求めに応じて、自動的に音源データの 3G2 ファイルを送信する機能を有している。」

「「公衆」とは、不特定の者又は特定多数の者をいうものであるところ（著作権法 2 条 5 項参照）、ユーザは、その意味において、本件サーバを設置する X にとって不特定の者というべきである。」

よって、本件サーバからユーザの携帯電話に向けての音源データの 3G2 ファイルの送信は、公衆たるユーザからの求めに応じ、ユーザによって直接受信されることを目的として自動的に行われるものであり、自動公衆送信（同法 2 条 1 項 9 号の 4）ということができる。」

「X は、ユーザが本件サーバに蔵置した音源データのファイルには、当該ユーザしかア

アクセスできず、1対1の対応関係であって、しかも常に同一人に帰するから、ユーザが専ら自分自身に向けて行っている自己宛の純粋に私的な情報伝達であり、公衆送信権侵害に当たらない旨主張する・・・。

しかしながら、本件サーバから音源データを送信しているのは、前記・・・のとおり、本件サーバを所有し管理しているXである。そして、公衆送信とは、公衆によって直接受信されることを目的とする（著作権法2条1項7号の2）から、送信を行う者にとって、当該送信行為の相手方（直接受信者）が不特定又は特定多数の者であれば、公衆に対する送信に当たることになる。そして、送信を行うXにとって、本件サービスを利用するユーザが公衆に当たるとは、前記・・・のとおりである。なお、本件サーバに蔵置した音源データのファイルには当該ユーザしかアクセスできないとしても、・・・・・・それ自体、Xが作成した本件サービスのシステム設計の結果であって、送信の主体がXであり、受信するのが不特定の者であることに変わりはない。」

なお、争点⑤については判断が示されなかった。

3-3 結論

「以上によれば、本件サービスの説明図④における音楽著作物の複製は、Xが行い、同④から⑤にかけての自動公衆送信も、Xが行っているから、それらの行為は、Yの許諾を受けない限り、管理著作物の著作権を侵害するものである。そうすると、同④における音楽著作物の蔵置及びユーザの携帯電話に向けた送信につき、Yは差止請求権を有するものである。」

4 検討 判旨に疑問有り。

4-1 本判決の特徴

4-1-1 デジタル・ネットワーク技術の進歩・普及に伴い、本件サービスのように、ユーザの家庭外に設置したサーバ等の装置に情報を記録等し、それをユーザがネットワーク経由で利用するネットワークサービス（以下、単に「ネットワークサービス」という）が普及しはじめている。また、「「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながり、情報の自在なやりとりを行うことができるユビキタスネット社会（u-Japan）²」を2010年を目途に実現しようとする政府のu-Japan政策の推進に伴い、今後ネットワークを使用した各種サービスの更なる普及が確実視される場所である。

しかし、ネットワークを通じて著作物を利用する場合、サーバ等への記録やそこからのダウンロードは、著作権法の視点からすれば複製や公衆送信に該当する可能性があり、著作権等の侵害になることもあり得る。この点、家庭外に設置されたサーバ等に放送番組を録画し、それをネットワーク経由で利用するサービスについては、既に、録画ネット事件、選撮見録事件、ロクラク事件として知られる裁判例が存在する。また、複製は伴わないものの、家庭外に設置された放送番組転送装置を用いて放送番組を転送するサービス（まねきTV事件）についても裁判例がある。本件もそれら一連の裁判例³に連なるものというこ

² 総務省『情報通信白書平成17年版』（2005）2頁。

³ 事件によって判決であったり、決定であったりするため、「裁判例」と総称する。

とができるが、音楽著作物に関しては初めての判断となる。

なおネットワークサービスに関する従来の裁判例は、権利者が、サービス自体やそれを可能とする機器を提供する者の責任を問う形であったが、本件では、サービス提供者が権利者を訴えるという形態がとられている。

4-1-2 ところで、本判決には、汎用ストレージサービス等に影響を与えるのではないかとの懸念がある。蓋し、3G2 ファイルへの変換という部分を除けば、技術的な仕組みはほとんど同一だからである。しかも、先述の4つの事件とは異なり⁴、サーバに記録される音楽著作物はユーザ自身が用意したものであって、サービス提供者は一切関与していないという点も汎用ストレージサービスに類似する。

また、本件サービスは、一つのサーバを複数のユーザが使用するという点では、選撮見録事件と似通っているが、ユーザ毎に専用ストレージエリアが用意されているため、機能的には、ユーザ毎に独立の装置が用意されていた録画ネット事件やロクラク事件、そしてまねきTV事件に近い。この点の違いが、本判決にどのような影響を与えているのかも注目される点である。

4-1-3 本判決の争点は5つあるが、その全てで共通して問われているのは、本件サーバを用いてYの管理楽曲を利用している主体⁵がXなのか否かという点である。

そこで本稿では、利用主体性の問題に主眼を置いて本判決を検討することを通じて、上記諸点についても考えていくこととしたい。

4-2 利用主体とカラオケ法理

著作物の利用主体とは、著作物を直接すなわち物理的に利用する者（以下「直接利用者」という）を指すと解するのが素直であって、著作物を利用するサービスを提供する者は自然に考えればその範疇に入らない。しかし従来の裁判例では、一定の場合に、サービス提供者を利用主体と認めてきた。例えば、録画ネット事件抗告審決定では、複製行為の管理とそれからの受益の存在を理由として、サービス提供者を複製行為の主体と評価している。

このように、管理と受益の2要素を理由として、直接利用者でない者に利用主体性を認めた先駆けとして、クラブ・キャッツアイ事件最高裁判決があげられる。同事件で最高裁は、客に対する店の管理と客の歌唱から店が受益していることとを理由として、客の歌唱を店の歌唱と同視した。

一般に「物理的な利用行為の主体とは言い難い者を、管理（支配）性および営業上の利益という二つの要素に着目して規範的に利用行為の主体と評価する考え方⁶」すなわち判断枠組みは、カラオケ法理と呼ばれている。

⁴ 録画ネット事件等では、どの番組を録画等するかはユーザが行うものの、実際のサーバ等への記録等に際しては、サービス提供者が放送波を受信したものが記録等されているという事情が存在した。

⁵ 本稿では、著作物を利用する主体、すなわち利用行為の主体を「利用主体」と呼びたい。なお、文脈によって、「利用主体性」という言葉を使う場合もある。

⁶ 上野達弘「いわゆる「カラオケ法理」の再検討」紋谷暢男教授古稀記念論文集刊行会『紋谷暢男教授古稀記念 知的財産権法と競争法の現代的展開』（発明協会・2006）783頁。この定義を採用する理由の詳細については、拙稿「変質するカラオケ法理とその限界についての一考察～録画ネット事件とまねきTV事件を踏まえて～」情報ネットワーク・ローレビュー第6巻（2007）注13参照。また、カラオケ法理と「利用主体」という用語の関係について、前掲拙稿注4参照。

4-3 本判決における判断枠組み

4-3-1 本判決が、X を複製行為や送信行為の主体と評価する上で考慮した要素をまとめると、要素(1)：本件サービスはCD等の音源データをインターネットに接続した携帯電話で聞くことができるようにするサービスであって、本件サーバにおける複製行為および送信行為が不可避的であって、重要または不可欠なものであること、要素(2)：Xが本件サーバを所有し管理していること、要素(3)：本件サーバの認証を受けなければ作動しない本件ユーザソフトをXが作成・提供していること、要素(4)：本件ユーザソフトがインターネット経由で本件サーバと連動することで複製が生じ、ユーザの携帯電話と本件サーバが連動することで送信が生じるように、Xがシステム設定したこと、要素(5)：本件サービスを利用せずにユーザが同様のことを実現するのは技術的に相当困難であること、要素(6)：本件ユーザソフトおよび音源データの複製や送信に関する仕様や条件は、Xがシステム設計で設定すると共に、複製行為や送信行為はXの管理下の本件サーバで行われていること、の6点となる⁷。また裁判所は、本件サービスが将来有料化される予定であることも指摘している。

本判決は上記要素を並べるだけで整理していないが、要素(2)から(6)は管理性⁸に関するものとして整理できるし、本判決は受益についても指摘しているから⁹、カラオケ法理の2要素が、利用主体性の判断に用いられたことになる。

4-3-2 ところで、要素(2)から(6)は、管理性に関するものであるが、これらは、利用行為を可能とする手段に対する管理性を問うものである。この点、例えばファイルログ事件仮処分決定では、利用行為に対する管理性が問題とされていたことと比べると、対象に差があることになる¹⁰。

実は、この手段に対する管理性に注目する考え方は、カラオケボックスに関する裁判例に既にその萌芽が見られるが、ネットワークサービスに関する事例では、例えば、録画ネッ

⁷ 本件ユーザソフトは送信行為に関係しないので、本判決の内、送信の主体を判断する部分では要素(3)をあげていない。そのため、送信行為については、5つの要素でその主体を判断していることになる。ただ、説明が煩雑になるので、以降この点は一々言及しない。

⁸ 4-2であげた定義に基づけば、管理(支配)性とすべきところであるが、上野・前掲注6)註9が指摘するように、クラブ・キャッツアイ事件最高裁判決では管理であったものが、管理・支配性と変化してきた経緯がある。ただ、一々使い分けるのは無用の混乱を招くので、説明上の便宜から、クラブ・キャッツアイ事件最高裁判決に関して論じる部分や裁判例を引用する部分を除いて、「管理」または「管理性」とは管理(支配)または管理(支配)性のことと理解していただきたい。

⁹ ただ、本判決は、受益について指摘はするものの、考慮要素として言及しているわけではなく、その点で、曲がりなりにも受益を要素として考慮してきた従来の裁判例との間には差があるといわざるを得ない。もっとも、選撮見録事件等では、当てはめが極めて緩やかなものであった。また、そもそも受益を要素として考慮する必要があるのかという指摘もなされている(田村善之『著作権法概説 第2版』(有斐閣・2001)178頁参照)。

¹⁰ 拙稿・前掲注6)46~48頁参照。本件に関してはないが、ネットワークサービスに関する裁判例で、システムに対する管理や支配が注目されていることを指摘するものとして、吉田克己「著作権の「間接侵害」と差止請求」知的財産法政策学研究15号(2007)特に164、170~171および173頁ならびに北村行夫「講演録/応用段階に入った著作権」コピーライト552号(2007)8頁。また、潮海久雄「著作権侵害の責任主体に関するわが国判例法理の比較法上の位置づけ—テレビ視聴サービスの事例を中心に—」知財管理57巻3号(2007)370頁は道具の提供に対する管理・支配を指摘するが、同趣旨と思われる。

ト事件抗告審決定で採用されている。同決定では、利用行為を可能とする手段に対する管理を通じて、利用行為に対する管理を把握する手法がとられている。ネットワークサービスの場合、サービス提供者とユーザとの結びつきが薄い以上、行為に対する直接的な管理性を認めることが難しい結果、間接的なものを取り上げざるを得なかったものと思われる¹¹。

しかし、手段に対する管理性に注目する手法は、利用主体性を判断する際に用いるには問題の多いものである。蓋し、直接利用行為を可能とする手段に対する管理は、せいぜい、直接利用行為に対する幫助の存在を基礎付けているに過ぎず、それを利用主体の議論に結び付けてしまうと、利用主体とは何かについての歯止めが効かなくなってしまうかねないからである¹²。

4-3-3 更に、そのような形に管理性を変質させていくことは、本来最高裁判決が予定していた範囲を逸脱しているのではないかという疑問もある。

カラオケ法理の原初形態ともいえる、クラブ・キャッツアイ事件最高裁判決は、管理の対象を利用行為ではなくて人（客）と解していたところ、管理の対象を人から行為へ変化させることによって、人的な結びつきが薄い場合にもカラオケ法理の適用を広げてきたという経緯がある¹³。それを更に結びつきの薄いところに広げるのは、最高裁判決の予定していた範囲を超えていないだろうか。

また、確かに最高裁はクラブ・キャッツアイ事件で、管理と受益の2要素から、客の歌唱を店の歌唱と同視したが、それは一足飛びに出てきた結論ではない。まず、店の手足である従業員の歌唱が店の歌唱となることを前提とした上で、客に対する管理と客の歌唱からの受益がある場合、客の歌唱は従業員の歌唱と同視でき、故に店の歌唱と同視できるという論理展開だったのである。つまり、管理と受益は、客と、店の手足である従業員とを同視するために活躍したのであり、従業員という媒介項があってはじめて機能し得た論理だったといっても良いだろう¹⁴。とすれば、このような背景事情を振り返ることなく、管理性の要素を変質させていくことも、最高裁判決が予定した範囲を超えてしまっていることにならないだろうか。

もちろん、最高裁判決の予定する範囲を超えるような解釈が許されないわけではないが、そうするのであれば、少なくとも手段に対する管理性と行為に対する管理性を等価に評価して良い理由、または、それが利用主体性を肯定するための要素となりうる理由を説明する必要があるだろう。本来著作物を利用しているとはいえない者に、利用主体として責任を課すこと、しかも最高裁判決の範疇ではないことを考え合わせれば、尚更であろう。し

¹¹ 吉田・前掲注10) 173頁は、システムの支配を通じて「行為を支配管理していると評価することは不可能ではない」とする。

¹² 関連して、北村・前掲注10) 8頁は、録画ネット事件仮処分決定で、システムの支配という考え方が使われたことを批判する。

¹³ 拙稿・前掲注6) 42～44頁参照。潮海・前掲注10) 358頁は、クラブ・キャッツアイ事件が「密接な人的関係に立つ場合」であることを指摘する。

¹⁴ 拙稿・前掲注6) 43頁参照。また、調査官解説（水野武「判解〔最判昭和63年3月15日〕」法曹時報41巻9号（1989）268頁）では、ホステスと客と一緒に歌うことがない形態のカラオケスナックの場合、「本判決の趣旨に照らすと」客の歌唱はやはり店の歌唱になるとしている。「趣旨」を持ち出していることは、裏返すと、直接的な射程の中にはないことを意味していることになろう。

かし、本判決は要素を並べるだけで、特段の説明をすることなく利用主体性を肯定している。その意味でも、本判決の判断枠組みには疑問を持たざるを得ない。

4-4 6つの要素について

4-4-1 本判決があげる6つの要素は、利用主体性を判断する上で機能できているのであろうか。この点、有効に機能できているというためには、利用主体性を肯定する場面だけでなく、否定する場面でも役立つなければならない。実際はどうであろう。

ネットワークサービスの場合、サービス提供者側のシステム的な仕組みは、本件サービスのそれと類似していることが多い。例えば、電子メールサービスについて考えたい。電子メールサービスにおいて、そこでやりとりされる著作物に関して、サービス提供者に利用主体性を認めるべきでないことに異論はないだろう。しかし、仕組み的には、メールサーバにユーザのデータがコピーされ、それが送信されるのであり、本件と選ぶところはない。このとき、サービスの中心となるサーバは、サービス提供者が所有・管理しており（要素(2)に相当）、サーバの認証がなければユーザはメールの受発信ができない（要素(4)に相当）。また、サービスなくしてユーザが同様のことを実現するのは技術的に相当困難であるし（要素(5)に相当）、サービスに関する各種の仕様等は、サービス提供者がシステムで設定している（要素(6)に相当）¹⁵。つまり、電子メールサービスの場合でも、本判決が示した6つの要素の内、要素(2)・(4)・(5)・(6)は満たされてしまうのである。また、最近流行のWebメールサービスなら、専用のソフトがサービス提供者によってユーザの使用に供されていることになってしまうので、要素(3)についても満足されることになる。

次に、携帯電話サービスの場合はどうだろう。この場合も、サービス提供者に利用主体性を認めるべきでないことに異論はないだろう。しかし、サービス提供者側のシステム的な仕組みは本件サービスの場合とほとんど一緒（本件サーバを交換機と置き換えたイメージ）であるし、サービスを使用するために必要なユーザ側の手段（携帯電話端末）も携帯電話会社から提供されるので、要素(2)から(6)が全て満足されてしまう。

4-4-2 このように考えると、この6つの要素で電子メールサービスや携帯電話サービスと本件サービスとを確実に区別するためには、要素(1)の「サービスの内容・性質」の部分に依拠する以外ないことになる。すなわち、サービスの内容・性質として、他人の著作物を利用することを前提とするか否かという視点から区別するのである¹⁶¹⁷。

¹⁵ もちろん、細かくみれば、電子メールサービスの場合、発信者側と受信者側でサービス提供者が異なり、メールサーバも発信者側と受信者側で異なることがあり得る点等違いもあるが、本質的なものではない。現に、同一サービス間でのメールの受発信もあり得るし、極端な例では自分のパソコンから自分の携帯電話に対してメールを送る場合もあり、そうなるとサービス提供者側のシステム的な仕組みは本件とほとんど同一となる。

¹⁶ 「前提」という言葉を使ったのは、サービスを企画・設計する当初から、サービス提供者が意図もしくは明確に認識していたことを意味するためである。したがって、ユーザの使い方の実態がどうであれ、当初そのような意図等はなかった場合については、前提という言葉に含まれない。当初の意図等と実態が異なる場合をどのように扱うのかという問題は、ここでは議論せず別の機会に譲りたい。

¹⁷ 要素(1)では、複製および送信が不可避的であって重要または不可欠なものであることについても問うている。しかし、全てのネットワークサービスにおいて、複製および送信は不可避的であって重要または不可欠なものであるから、この点は、本件サービスと他サービスとの区別に役立つでない。

しかし、これが機能するのは、サービス上で利用される著作物の全て、またはほとんど全てが、他人のものであることを前提とする場合のみを問題とする時に限られる。蓋し、このように厳格化せずに、程度問題として柔軟に扱ってしまうと、そもそも定量的な議論には馴染まないため、結果定性的なものとならざるを得ず、裁判所も含め関係者は常に難しい判断を迫られることになるからである¹⁸。

なお、前者のように厳格化すると、本件サービスや、テレビ番組を利用する録画ネット等のサービスは要素(1)を満足しても、電子メールサービスや汎用ストレージサービスでは要素(1)を満足しないことになり、一応の区別はつく。一方で、後者のように柔軟に考えると、汎用ストレージサービス等の提供者は、利用主体性の影におびえなければならなくなってしまう。

本判決は、要素をあげるだけで詳しく説明しないため、この点、いずれの立場か不明だが、汎用ストレージサービス等への影響を封じ込めるためには、前者の立場に立つものと信じたい。

4-4-3 ところで、要素(1)以外の要素も、まねきTV事件で問題となったようなサービスに関して、その提供者の利用主体性を否定するためには有効に機能する。具体的に当てはめれば、まねきTV事件の場合、厳格化してもしなくても、要素(1)は満足されてしまうが、要素(2)・(3)・(4)・(6)が満足されないので、サービス提供者は利用主体とは解されないこととなる。その意味では、要素(1)以外も意味がないとまではいえないのだが、本件やそれに類似する事案の場合に機能できていないことには変わりはない¹⁹。

¹⁸ 例えば、米国のGrokster事件最高裁判決では、サービス上で利用される著作物の内、90%程度が他人のものであったが、それに対する評価は分かれた。詳しくは、拙稿「Grokster事件合衆国最高裁判決について」AIPPI50巻10号(2005)2頁以下を参照。

¹⁹ 個々の要素にも疑問はある。例えば、要素(3)については、サーバとユーザ側のソフトとが連動すること自体は、何のメルクマールにもなり得ないことが指摘できよう。ネットワークとは、発信者と受信者が何らかの形で連動するから成立するのであって、連動すること自体を問題視するのなら、それはネットワーク自体を問題視していることに等しい。要素(5)については、技術的認識として正しいのかという点も検討されるべきだと思う(本判決は、音源データを携帯電話に取り込む部分について、技術的に相当困難とする。しかし、携帯電話に取り込むだけならメモリーカードを利用すれば極めて容易であるし、現時点で販売されている携帯電話の多くはメモリーカード用のスロットを有している。)が、仮に本判決の指摘するように、本件サービスが、ユーザ自身では技術的に相当困難なことを可能とする性質のものなのであれば、それはむしろ、幫助を強く示唆することになるのではないかの疑問が湧く。

4-5 操作の端緒と無主の利用行為

4-5-1 本判決中、特に目を引くのは、ユーザは「操作の端緒として関与」したに過ぎないとの一節であろう。本件サービスを利用するユーザは、本件ユーザソフトを起動したり、そこに表示される転送ボタンをマウスでクリックしたりするであろうが、本判決は、それらを「操作」ではなくて「操作の端緒としての関与」とであると結論づけた。本判決の論理によれば、X が操作をしていることになるのだろう。

しかしながら、このような操作概念が奇異なことは、日常の生活を見渡せば容易に明らかとなる。例えば、電話の場合を考えてみたい。通話のための操作をしているのは、ダイヤルを押すという、極めて簡単な操作をした者に他ならない。交換機や回線の所有権が電話会社に帰属すること、それらを電話会社が維持管理していること、交換機上で複雑な動作が生じていること等を理由に、ダイヤルを押すのは操作の端緒としての関与であり、通話に関して操作を行っているのが、電話会社であると概念されることはあり得ないだろう²⁰。

4-5-2 一般的に考えて、サーバ上で生じる複製や送信に関して、直接利用者に当たるのはユーザであろう。しかし、本判決は、ユーザを「操作の端緒としての関与」と位置付けることで、直接利用者を概念していないまま論を進めるのである。本判決には、「本件サーバにおける 3G2 ファイルの複製行為」や「本件サーバによる 3G2 ファイルの送信行為」との言い回しもあるが、よく見ると、それらに関しての物理的な主体が概念されることはなく、いわば無主の利用行為として把握され、その上でその規範的な主体が誰かについての検討がなされている。

しかしながら、この無主の利用行為²¹という考え方自体には疑問を覚えざるを得ない。そもそも、行為とは人間が行うものであるから、物理的な行為の主体が概念できないわけではない。また、規範的に利用行為の主体を把握するとしても、利用行為の物理的な主体は別途存在するはずである。事実、選撮見録事件大阪高裁判決は、サーバ上で自動的に生じるものであっても、それを指示した者が物理的な意味での行為者である旨明示している²²。逆にいえば、無主の利用行為は、行為と呼ぶべきではなく、故に、本判決が概念するような無主の利用行為は、本件サーバの稼働によって生じる状態の変化に過ぎないのである。

²⁰ 北村・前掲注 10) 8~9 頁は、録画ネット事件仮処分決定に関する分析の中で、機械のボタンを押すだけなどと軽く評価するのは、技術の進化に対する理解不足と批判する。

²¹ 無主の利用行為という概念は、ネットワークサービスに関する裁判例では、既に録画ネット事件抗告審決定にその萌芽がみられる。同決定には、本件ほど明確ではないが、複製行為はあくまでもサービス提供者によって行われているのであって、利用者によるものではない旨の言及がある。これがもし、サービス提供者を直接利用者と解す趣旨なのだとしたら、録画ネット事件異議審決定のように、利用行為の物理的な主体と規範的な主体を混同したものといわなければならない。逆に、そのような混同がないのだとすると、直接利用者の存在を概念することなく無主の利用行為を把握し、その上で規範的な主体が判断されたことになる。

²² 関連して、拙稿「判批〔大阪地判平成 17 年 10 月 24 日〕」判例評論 570 号（判例時報 1931 号）（2006）31~32 頁参照。また北村・前掲注 10) 9 頁は録画ネット事件仮処分決定に対して、「テレビ番組の複製主体というときに本質的に重要なことは、いうまでもなく、どの番組を複製するのかについて意思決定すること」と批判する。さらに Center for Democracy and Technology et al. "Brief of Amici Curiae" : http://www.eff.org/legal/cases/studios_v_cablevision/CDF_et_al_amicus.pdf (2007 年 7 月 13 日確認) 16 頁も意思の重要性を示唆する。

4-5-3 裁判所がこのような理解をした理由は定かではないが、結果的に、本判決ではユーザの役割は検討の埒外となってしまった。もっとも、カラオケ法理においては、ユーザが利用行為の物理的な主体となることと、Xが規範的な主体と解されることは両立するから、カラオケ法理を採用する限り、ユーザを直接利用者と考えとしても、当然にXの責任が免れるものではない²³。しかし、クラブ・キャッツアイ事件が典型であるように、カラオケ法理とは、直接利用者による著作物利用行為に関して、他者に責任を負わせる法理であるところ、直接利用者を概念しないままに規範的な利用主体を論ずる本判決は、少なくともカラオケ法理という視点から見たときは理論的に疑問ありといわざるを得ない。

4-6 システムの構成と公衆送信

本件サービスでは、1台のサーバ上にユーザ毎の専用ストレージエリアが設けられている。このような構成は、1台のサーバを複数ユーザが使用するという点で選撮見録事件に類似し、一方で機能的には、ユーザ個々に独立の装置が用意された録画ネット事件、ロクラク事件、まねきTV事件に類似する。しかも、録画ネット事件とロクラク事件では、公衆送信権について争点とならなかったため判断が示されず、一方、それが争点となったまねきTV事件ではサービス提供者の責任が否定されたため、本件のような構成の場合、公衆送信権侵害についてどのような判断がなされるか注目される²⁴。

この点本判決は単純で、機器の構成の問題ではなくて、利用主体の問題として論じている。すなわち、送信の主体がXであり、受け手のユーザが公衆に当たる以上、公衆送信に当たると判示したのである。

判決のこの論理は妥当なものと思われる。自動公衆送信も含め、公衆送信という行為の主体が人間である以上、機器がどのような構成であれ、最終的には送信者と受信者の関係で判断すべきことはいうまでもない²⁵。この結論は、送信可能化に関する場合でも変わらない。送信可能化が、2条1項9の5号に、機器すなわち自動公衆送信装置との関係で定義されているため、まず機器の構成等に注目してしまうが、送信可能化とは、著作物等を自動公衆送信し得ない状態からし得る状態にすることである以上²⁶、まず主体について判断した上で、機器の性格付けを行うべきだろう。

4-7 規範的に利用主体を捉えない場合

4-7-1 以上、本判決がXを規範的な利用主体と捉えたことについて、様々な無理があ

²³ 評者はネットワークサービスの場合にカラオケ法理を適用することに批判的であるが、仮に種々の必要性から適用せざるを得ない場合も、直接利用者の行為が著作権侵害の場合に限るべきであると考えている。詳しくは拙稿・前掲注6) 51頁参照。

また、関連して、藤原晶子「著作権法制における「間接侵害」と差止請求権——「選撮見録事件」（大阪地裁平成17年（ワ）488号・平成17年10月24日大阪地裁判決）判決と近似の類似裁判例の検討から——」著作権法研究32号（2007）199～201頁参照。

²⁴ 関連して、録画ネット事件、選撮見録事件、まねきTV事件における、機器の構成の違いについて論じるものとして、佐藤豊「テレビ放送をインターネット回線を経由して視聴するシステムを使用するための設備提供の是非—まねきTV事件—」知的財産法政策学研究15号（2007）257～259頁参照。

²⁵ 関連して、まねきTV事件の場合について、機器の構成と利用主体の問題を論じるものとして、日向央「判批〔東京地決平成18年8月4日〕」新・調査情報passingtime62号（2006）60頁参照。

²⁶ 加戸守行『著作権法逐条講義 5訂新判』（著作権情報センター・2005）42頁参照。

るのではないかと指摘してきた。本件では、ユーザを無視して X を利用主体と解すのではなくて、むしろユーザを直接利用者とし、その行為が侵害に当たるときに、X を幫助者として捉えてその責任を考えるべきだったように思われる。

しかし次に見るように、本件の場合、幫助者では、差止めが認められる余地は極めて少ない。結果、差止めを認めようとする——そもそもその必要があったかは後述するとして——本判決のような判断枠組みを採らざるを得なかったということになるのかも知れない。

では、先述のように、X を利用主体と解さず、また、素直にユーザを直接利用者と考えた場合はどうなるだろうか。本件の争点は、複製と送信に大別されるから、ここでも複製と送信に分けて議論することが必要だろう。

4-7-2 まず、説明図④の複製については、本件におけるユーザは、通常個人であろうから、30条の適用如何、すなわち私的複製となるか否かを検討する必要がある。本件サービスの場合、私的使用目的で、使用者自身がコピーしていることは明らかだから、問題は公衆用自動複製機器²⁷を用いて行う複製でないかだけとなる。もっとも、本件サーバが自動複製機器であることは明らかなので、それが「公衆の用に供されている」か否かに検討のポイントは絞られる。

この点、本件サーバをハードウェアとして物理的に把握すれば、1台のサーバを不特定または特定多数の者が利用していることになるから、本件サーバは公衆用自動複製機器となり、ユーザによる複製は私的複製とはならない。一方、本件サービスでは、本件サーバ上のユーザ毎のストレージエリアは当該ユーザ以外アクセス不可能になっていることに注目し、技術的、機能的に本件サーバを観察するなら、個々のユーザ毎に独立の自動複製機器が存在することと等価となるから、ユーザは公衆用自動複製機器を利用して複製を行っているとはいえないことになろう。

前者の場合、ユーザによる複製が私的複製とはならず、著作権侵害となる以上、それを可能とする本件サーバをはじめとする本件サービスを提供する X は、侵害行為の幫助者となる。ところで、侵害行為の幫助者は、共同不法行為者として損害賠償責任を負うが、112条1項の差止の相手方とできるか否かには議論がある²⁸。この点、否定説に立てば、説明図④の複製について、YのXに対する差止請求権の不存在が確認されることとなろう。一方、差止め肯定説に立つか、または112条1項の直接適用は否定しても類推適用を認める説²⁹に立てば、結論は逆になる³⁰。

²⁷ 複製の機能を有し、これに関する装置の全部または主要な部分が自動化されている機器であって、公衆の用に供することを目的として設置されているもの（30条1項1号）を、本稿では公衆用自動複製機器と呼ぶこととする。

²⁸ 拙稿・前掲注22) 31頁参照。

²⁹ 選撮見録事件地裁判決参照。

³⁰ 本件は、差止請求権不存在確認の民事訴訟であるから直接の関係はないが、付言すると、営利を目的として、公衆用自動複製機器を著作権等の侵害となる著作物等の複製に使用させた者は、刑事責任の対象となる。（119条2号。なお、123条により親告罪。）もっとも、サービスの提供者が利用主体と解された場合も、カラオケ法理がそのまま刑事事件に適用されるのかという議論はあるものの、仮にそれを肯定するなら、許諾なく著作物の利用行為を行うことは、権利制限規定の適用がない限り、著作権侵害罪として刑事責任の対象となる。（119条1項。同じく123条により親告罪。）よって、刑事責任の問題は、規範的に利用主体を捉えなかった場合に特有の議論ではない。

後者の場合、すなわちユーザによる複製が私的複製になるとした場合、その部分についてXは適法行為に助力しているに過ぎないから、当然差止めの相手方とはできない。なお、説明図②・③・⑤については、明らかに私的複製であるから、結論は同じである。

4-7-3 次に、公衆送信権および送信可能化権に関してはどうか。送信の場合、公衆に対する送信のみが権利の対象であるから、本件においてユーザがその主体となる場合、機能的にも実態的にも、自分が自分に対して送信していることとなり、公衆への送信とはいえ、公衆送信権侵害の問題は起こりえない。この点は、本判決自身が明らかにしている。また公衆送信が存在しない以上、送信可能化の問題も出てこない³¹。結果として、Xの行為は、適法行為への助力なのであって、問題のない行為となる³²。

³¹送信可能化とは、自動公衆送信し得ない状態を、し得る状態にすることをいうのであって、2条1項9の5号にイおよびロとして自動公衆送信装置について言及しているのは、その手段方法を限定する趣旨に他ならない。とすれば、本件のように、そもそも、ある装置を利用してユーザが行う行為が公衆送信となり得ない場合は、同じユーザが同一の装置を利用して自動公衆送信し得るようにすることも不可能であるから、自動公衆送信装置への該当性を議論するまでもなく送信可能化権侵害を否定できよう。

³² 4-7-2 で両論を併記した部分についての私見を述べておきたい。

順番は逆になるが、第一点目として、侵害の幫助者に対する差止めを認めるべきか否かについては、現行の112条1項の直接適用または類推適用のいずれによっても認めるべきではないとの私見を別稿(拙稿・前掲注22)32~33頁)において詳しく論じているので、そちらを参照いただきたい。

第二点目として、本件サーバが公衆用自動複製機器に当たるか否かについては、技術的視点からも、立法趣旨からも、そして同号の沿革からも、肯定的に解釈することには疑問を呈さざるを得ないと考える。

(i) まず、技術的視点から検討したい。肯定的な解釈は、本件サーバを物理的な視点のみから捉えていることになる。しかし、本件のように、割り当てを受けたストレージエリアについては、当該ユーザ以外利用できない仕組みにおいては、技術的、機能的にみればユーザ毎に独立の装置が存在するのと同視することも可能であり、その場合にも、公衆の用に供しているというのは不合理だろう。(この点、後述(iii)参照。)また、私的複製は家庭内という閉鎖的な空間での零細な利用故に許容されているのだと考える立場からは、本件サービスが可能とする複製が、物理的には家庭の外で生じている点が問題視されるかもしれない。しかしながら、本件サービスで生じる複製は、技術的には家庭内で生じているのと同視できる。技術の進歩によって、家庭という空間を物理的視点のみで捉えることはできなくなっているものであり、それこそ、規範的にみる必要があろう。

(ii) 次に、立法趣旨の点に注目したい。そもそも30条1項1号は、コピー業者等が、顧客の依頼を受けて複製を行ったのでは著作権侵害となるため、代わりに高速ダビング機などの複製機器を顧客に使用させて複製を行わせることによって、私的複製を隠れ蓑に営業を行い、結果大量の複製を誘発している状態を是正するために導入されたものであった。(板東久美子「著作権法の一部改正一貸レコードの規制等」ジュリスト820号(1984)69~70頁および『著作権審議会第1小委員会の審議結果について』(1983)3.1): http://www.cric.or.jp/houkoku/s58_9/s58_9.html (2007年7月13日確認)参照。なお、法文上は高速ダビング機に限る旨の明文はない。)翻って本件の場合はどうであろうか。本件サービスの性質上、通常、ユーザが本件サーバ上に作成する複製物は、1曲毎に1部であろう。このことは、本件サーバ上にユーザ毎に割り当てられたストレージエリアが、割り当てを受けたユーザ以外にはアクセス不可能な仕組みによって担保されている。蓋し、作成された複製物を他に伝播することが不可能である以上、ユーザには、1部を超える複製物を作成する動機も必要性も存在しないからである。しかも、1曲毎に1部程度の複製は、仮に本件サービスがなかったとしても生じ得るものである。判示のように、楽曲を携帯電話に取り込むのが相当程度に困難だとすると、本件サービスが利用できない場合、外出先で音楽を聴きたいユーザの多くは、ミュージックプレーヤーを携帯して音楽を聴くことになるであろう。当然そのために必要な複製は行われる。つまり、家庭外で音楽を聴きたいというユーザの希望が複製を生じさせている

4-8 まとめにかえて

本判決の約2ヶ月前、米国における Twentieth Century Fox Film Corporation v. Cablevision Systems Corporation 事件に関して、本判決と類似点を有する判断枠組みによって、ネットワークサービス提供者の責任を認める判決が下された。同事件で問題となったのは、ネットワーク型の DVR (デジタルビデオレコーダー) であった。

通常の DVR の場合、記録媒体 (ハードディスクが一般的) はユーザの手元にある装置に内蔵されている。しかし、ネットワーク型 DVR の場合、記録媒体はユーザの手許にある装置には内蔵されておらず、録画された番組のデータは、サービス提供者の施設内に設置されているサーバのユーザ毎に用意されたストレージエリアに記録される。ユーザは、手許の装置経由でサーバにアクセスし、サーバ上のデータを再生することになる。

ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所は、システムの所有権がサービス提供者に留保さ

のであって、本件サービスや X が、複製を誘発しているわけではないのである。とすると、30条1項1号が念頭に置いた状況と本件とでは事情が異なることになるわけで、その点を無視して同号を適用するのは、合理性に欠けないだろうか。

(iii) 最後に、30条1項1号の沿革から考えてみたい。同号の制定前から、コイン式複写機の普及等を念頭に、30条の適用を受けて私的複製とされるためには、複製手段を自ら所有する必要があるのか否かについて議論があり、「このことについて、条文上その要否は必ずしも明らかとはいえないが、本条(評者注:30条)は、使用する者が自ら行う複製行為を許容したものであることから、本条の趣旨として自己の支配下にある複製機器によるべきことが要請されているものと解する。したがって、自己の所有している機器の場合はもとより、継続的使用を目的として借りている機器については、自己の支配下にある機器と考えることができるが、他人の設置したコイン式複写機器による複製のような場合において、これを自己の支配下にある機器によるものと認めることについては消極的に解せざるを得ないところである。」(『著作権審議会第5小委員会報告書』(1981)II.1: http://www.cric.or.jp/houkoku/s56_6/s56_6.html (2007年7月13日確認))との解釈が通説であった。

通説は、30条1項1号の新設を答申した前掲第1小委員会報告3.2)でも再確認されているから、同号の新設は確認的なものだったということもできる。もっとも同号は、通説のように複製機器が複製者の支配下にあるか否かを問題とするのではなく、公衆の用に供されているか否かを問題としているため、一見すると別物のようにも見える。しかしながら、同号がそのような書きぶりとなったのは、複製機器を営利目的で提供する者の責任を問う、119条2項との関係からであろう。つまり、通説は複製機器について、複製する者の視点から把握していたのに対し、30条1項1号は機器を提供する者の視点から把握したのであり、両者は概ね表裏の関係にあるといえよう。とすると、公衆用自動複製機器とは何かを判断する上で、先に引用した通説の見解は大いに有益となる。

前記通説は、複製機器が公衆に貸し出されている場合についても、コイン式の場合と、継続的使用を前提としている場合とを分類し、後者を用いて複製が行われる場合、複製者が当該機器を所有していないとしても、なお私的複製規定の適用を認めるが、この考え方は、30条1項1号新設後も有効と思われる。(通説の考え方が現在も有効と解さないと不合理なことになる。例えば、個人がビデオデッキを修理に出した際に、電気店が修理時用の代替機として用意しているビデオデッキを借り受け、それを自宅に持ち帰ってタイムシフト録画した場合に、公衆の用に供されている自動複製機器による複製なので私的複製にはならないと解するのは、いかにも不合理であろう。30条1項1号の対象は、あくまでもコイン式もしくはそれと実質的に同様の場合のみと考えるべきだろう。) そうすると少なくとも、既述のように技術的、機能的にはユーザ毎に独立の装置を用いていると同視し得る本件の場合、コイン式の場合ではなく継続的使用を前提とした貸し出しの場合と同様に考えて不都合があるようには思われぬ。

なお、北村・前掲注10)9~10頁は録画ネット事件の場合を例に、公衆用自動複製機器について詳しく論じている。評者とは立場が異なるようにも思うが、共に特定の事例をあげた議論でもあるので、ここで俄に結論づけることは避け、別の機会に検討することとしたい。

れていること、サーバがサービス提供者の管理・監視下にあること、サービス提供者の継続的な関与を必要とするサービスであること等をあげて、サービス提供者が、録画される番組の著作権（複製権および公の表示権）を直接侵害することになると判断した。

カラオケ法理、中でも録画ネット事件以降の一連のネットワークサービスに関する裁判例を見慣れている目には、地裁の判決は別段違和感のないものとして映るが、米国での受け止め方は違うようである。蓋し、米国では従来、ユーザに著作物の利用を可能とするサービスやツールを提供する者の責任は、二次的侵害の問題として扱われてきたからである。その意味で、サービス提供者を直接侵害者と捉える前記地裁判決への批判は、サービス提供者を規範的に利用主体と捉えてきた我が国の一連の流れを批判する立場にとって、学ぶべきところが少なくないだろう³³。

ただ、ここで注目したいのは、同事件の控訴審に、地裁判決の破棄を求める立場で提出された Timothy Wu 教授の意見書中の指摘である。意見書は、ネットワーク型 DVR と通常型の DVR の二つの技術の長所短所をあげ、それが市場で競争している状況下において、”The Decision below represents an unfortunate example of copyright ‘choosing a winner’ in a technology market.”³⁴と批判する。また、別の部分では、”it makes very little sense for a court to use copyright law to choose a winner.”³⁵とも指摘している。

これらの指摘は本件にも同じく当てはまるように思えてならない。評者は、同意見書を読み進める内にこの指摘を目にしたとき、本判決——更に遡れば、録画ネット事件以来の一連の判決——を一読したときに感じた違和感の源が何であったのかを、ようやく自覚することができた。ファイル交換等と違って、本件サービスの場合は、それなくしては起こりえなかった複製が大量に誘発されるというような類のものではない。ユーザは、本件サービスが利用できなければ、別の媒体にコピーして音楽を楽しむだけだろう。

本件は、究極的には、外出先で音楽を聴く場合、音楽をコピーしたミュージックプレーヤーを携帯するのか、それとも外出先で携帯電話に音楽をダウンロードするのか、いずれのスタイルを選ぶのかという問題に等しい。この点、本件サービスの中に、努力して複製や公衆送信を見いだした上で、そこに著作権法が介入して「勝者を選ぶ」べき問題ではないはずである。そのように考えた場合、本判決にはどうしても違和感を拭えないのである。

※本稿の準備段階で、財団法人デジタルコンテンツ協会法的環境動向に関する調査研究委員会において、本判決について報告し私見を述べる機会を頂戴した。席上、同委員会の委員各位より種々のご教授、ご意見を頂いた。ここに記して謝意を表したい。

※脱稿後、北岡弘章「イメージシティ事件判決（3）オーソドックスな判決だが適用範囲には疑問も」IT Pro : <http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/COLUMN/20060417/235451/?ST=management>（2007年7月22日確認）に触れた。（なお、前記は連載記事（（1）～（3））であり、確認日時点では連載完結か不明なこともあり、URLは目次ページのものとした。）

<裁判例一覧>

³³ CDT・前掲注22)および Timothy Wu ”Brief of Amici Curiae” : <http://www.timwu.org/WuLanman Amicus.pdf>（2007年7月13日確認）参照。

³⁴ Wu・前掲注33) 12頁。

³⁵ Wu・前掲注33) 15頁。

- ・クラブ・キャッツアイ事件：最判昭和 63 年 3 月 15 日民集 42 卷 3 号 199 頁
- ・ファイルログ事件：東京地裁中間判決平成 15 年 1 月 29 日判時 1780 号 71 頁(仮処分)
- ・録画ネット事件：東京地決平成 16 年 10 月 7 日判時 1895 号 120 頁(仮処分)、東京地決平成 17 年 5 月 31 日(異議審)、知財高決平成 17 年 11 月 15 日(保全抗告審)
- ・選撮見録事件：大阪地判平成 17 年 10 月 24 日判時 1911 号 65 頁、大阪高判平成 19 年 6 月 14 日
- ・ロクラク事件：東京地決平成 19 年 3 月 30 日(仮処分)
- ・まねき TV 事件：東京地決平成 18 年 8 月 4 日(仮処分)、知財高決平成 18 年 12 月 22 日(抗告審)
- ・MYUTA 事件：東京地判平成 19 年 5 月 25 日
- ・Twentieth Century Fox Film Corporation v. Cablevison Systems Corporation, 478 F. Supp. 2d 607 (S.D.N.Y. 2007)

※なおその他の主要な参考文献については、拙稿・前掲注 6) 注 1 参照。

以上

2. 知的財産権問題関連 入手資料ご案内

収集期間	2007年6月1日～6月30日		
凡 例	 : 訴訟関連資料	 : 論文	
	 : 法令関連資料	 : ニュース	

※ 掲載した資料は当財団閲覧室で自由にご覧いただけます。 [月～金 10:00～16:00]

(閲覧室が使用できない場合もございます。事前にご連絡ください。)

(1) 海外の文献情報

I. BNA/PATENT, TRADEMARK & COPYRIGHT JOURNAL (USA)		
	<i>Legislation/Patents</i> Parliamentary Moves Stall Substitute Patent Reform Bill; Original Sent to Full Committee 資料: http://pub.bna.com/ptcj/IPletterMay16.pdf	May 18, 2007 P. 86
	<i>Conferences/Patents</i> KSR Ruling No 'Sea Change,' But May Challenge Examiners, Ex-PTO Chief Says セミナーのウェブサイト: (5月11日開催分) http://www.wlf.org/Communicating/webseminars.asp	May 18, 2007 P. 88
	<i>Copyrights/Infringement</i> Ninth Circuit Vacates Injunction Barring Google Thumbnails of Nude Photos <i>Perfect 10 Inc. v. Amazon.com Inc.</i> , 9th Cir., No. 06-55405, 5/16/07 判決文: http://www.ca9.uscourts.gov/ca9/newopinions.nsf/DE8297F56287C0BC882572DC007DACC6/\$file/0655405.pdf?openelement	May 18, 2007 P. 90
	<i>Intellectual Property/Enforcement</i> Attorney General Gonzales Announces Bill to Confront IP Piracy Gonzales 司法長官のレター: http://pub.bna.com/ptcj/Gonzalesbill.pdf	May 18, 2007 P. 91
	<i>Treaties/Broadcasting</i> IT, Consumer Groups Share Concerns Over Latest Draft of WIPO Broadcasters' Treaty 参考: Non-paper on the WIPO Treaty on the Protection of Broadcasting Organizations http://www.wipo.int/edocs/mdocs/sccr/en/sccr_s2/sccr_s2_paper1.pdf	May 18, 2007 P. 92
	<i>Copyrights/Music Licensing</i> Policy Group Advocates Tech-Neutral, Competitive Sound Recording Royalty Rates 参考: ITIF (Information Technology and Innovation Foundation)の白書 http://www.itif.org/files/InternetRadio.pdf	May 18, 2007 P. 93
	<i>Patents/Obviousness</i> Three Judges Dissent From Court's Refusal To Rehear Pfizer	May 25, 2007 P. 113

I. BNA/PATENT, TRADEMARK & COPYRIGHT JOURNAL (USA)		
	Obviousness Ruling <i>Pfizer Inc. v. Apotex Inc.</i> , Fed. Cir., No. 2006-1261, 5/21/07 判決文 : http://www.fedcir.gov/opinions/06-1261o.pdf	
	<i>Copyrights/Enforcement</i> Berman Announces Copyright Objectives At Launch of New Copyright Coalition 関連サイト : http://www.copyrightalliance.org/	May 25, 2007 P. 115
	<i>Treaties/WIPO</i> WIPO Chair Outlines Changes In Proposed Global Broadcast Treaty	May 25, 2007 P. 115
	<i>Treaties/Trademarks</i> WIPO Members Begin Working On Post-Treaty Trademark Issues	May 25, 2007 P. 125
	<i>Conferences/Contracts</i> ALI Discusses Limited-Scope, Even-Handed Treatment of Software Contracting Principles	May 25, 2007 P. 126
	<i>Legislation/Patents</i> Chief Judge Says Courts Are 'Ill-Equipped' To Handle Some Provisions of Patent Reform Bill Paul R. Michel 判事のレター : http://pub.bna.com/ptcj/MichelLetterMay3.pdf	June 1, 2007 P. 139
	<i>Patents/Reform</i> Think Tank Proposes Two Arias For Targeted Patent Law Reform 報告書 : http://www.itif.org/files/PatentsPending.pdf	June 1, 2007 P. 145
	Analysis&Perspective John Roedel, A Sow's Ear; Importance of Patent Quality After KSR	June 1, 2007 P. 161
	Analysis&Perspective Phillip J. Articola, Patent Application Drafting and Prosecution Tips in Light of KSR	June 1, 2007 P. 146
	<i>Legislation/Patents</i> Leaky, Specter, Hatch Join in Bipartisan Push for Latest Patent Reform Legislation 関連資料 : http://www.bsa.org/country/News%20and%20Events/News%20Archives/Software%20Executives%20Press%20Forward%20on%20Policy%20Agenda.aspx	June 1, 2007 P. 175
	<i>Treaties/Trademarks</i> WIPO Group Approves Withdrawal Of 'Safeguard Clause' to Madrid Treaties	June 1, 2007 P. 177
	<i>Licensing/Jurisdiction</i> Second Life Site's Arbitration Clause Void; Pa. Court Has Jurisdiction Over Cal. CEO <i>Bragg v. Linden Research Inc.</i> , E.D. Pa., No. 06-4925,5/30/07 判決文 : http://pub.bna.com/ptcj/064925May30.pdf	June 1, 2007 P. 180
	<i>Patents/Validity</i> Honeywell's Avionics System Patents Are Not Invalid Under On-Sale Bar	June 1, 2007 P. 182

I. BNA/PATENT, TRADEMARK & COPYRIGHT JOURNAL (USA)		
	<i>Honeywell International Inc. v. Universal Avionics Systems Corp.</i> , Fed. Cir., No. 05-1112, 5/25/07	
	CRS Report Reviews High Court Patent Decisions 資料 : <ul style="list-style-type: none"> ● The Obviousness Standard in Patent Law: KSR International Co. v. Teleflex Inc. http://pub.bna.com/ptcj/CRSKSRMay31.pdf ● Exporting Software and the Extraterritorial Reach of U.S. Patent Law: Microsoft Corp. v. AT&T Corp. http://pub.bna.com/ptcj/CRSMicrosoftMay31.pdf 	June 1, 2007 P. 185
	Special Report Jo-el J. Meyer, Proliferation of Retirement Plan Practitioners	June 1, 2007 P. 186

II. BNA/ELECTRONIC COMMERCE & LAW REPORT (USA)		
	<i>Telecommunications</i> House Subcommittee Hears Benefits Of Open Internet for video Innovations	May 16, 2007 P.450
	<i>Spyware</i> Pennsylvania Senate Committee Moves Spyware Bill With Civil, Criminal Penalties 法案 : http://pub.bna.com/eclr/pasb711intro.html	May 16, 2007 P. 451
	<i>Trademarks</i> Advertiser Not Liable for AdWords' Broad Matching of Key Words to Protected Phrases <i>RhinoSports Inc. v. Sport Court Inc.</i> , D. Ariz., No. CV-02-1815, 5/3/07 判決文 : http://pub.bna.com/eclr/02cv1815.pdf	May 16, 2007 P. 458
	<i>Trademarks</i> Magistrate Rules That Keyword Purchases, Metatag Use, Are Not 'Use in Commerce' <i>Site Pro-1 Inc. v. Better Metal LLC</i> , E.D.N.Y., No. 06-CV-6508, 5/9/07 判決文 : http://pub.bna.com/eclr/06cv6508.pdf	May 16, 2007 P. 459
	Magician's Take-Down Notice Challenged as Abusive <i>Doe v. Geller</i> , N.D. Cal., No. 07-cv-02478, <i>complaint filed 5/8/07</i> 訴状 : http://www.eff.org/legal/cases/sapient_v_geller/geller_complaint.pdf	May 16, 2007 P. 463
	<i>Net Neutrality</i> Open Internet Coalition Seeks More Than Just Network Neutrality 関連サイト : http://www.openinternetcoalition.com/	May 30, 2007 P. 491
	Ninth Circuit Revises Copyright Term Decision <i>Kahle v. Gonzales</i> , 9th Cir., No. 04-17434, 5/14/07 判決文 (修正版) : http://www.ca9.uscourts.gov/ca9/newopinions.nsf/2D80E15EBA27C72C882572DB00568D33/\$file/0417434.pdf?openelement	May 30, 2007 P. 501
	<i>Virtual Games</i>	June 6, 2007 P. 509

II. BNA/ELECTRONIC COMMERCE & LAW REPORT (USA)		
	JEC Republicans Expect to Release Virtual Economies Report by August Recess	
	<p><i>Copyrights</i></p> <p>OECD Estimates Global IP Piracy At Minimum \$200 Billion Annually</p> <p>資料： http://www.oecd.org/document/35/0,3343,en_2649_201185_38702947_1_1_1_1,00.html</p>	June 6, 2007 P. 515
	<p><i>Copyrights</i></p> <p>Webcasters, NPR Seek Stay Pending Appeal Of Webcasting Royalty Rate Determination</p>	June 6, 2007 P. 522
	<p><i>Copyrights</i></p> <p>CDA § 230 Preempts State Intellectual Property Laws, Ninth Circuit Reiterates</p> <p><i>Perfect 10 Inc. v. CCBill LLC</i>, 9th Cir., No. 04-57143, amendment issued 5/31/07</p> <p>判決文： http://www.ca9.uscourts.gov/ca9/newopinions.nsf/2A31B9ADAD5C7C56882572EC000096D9/\$file/0457143.pdf?openelement</p>	June 6, 2007 P. 522
	<p>Special Report - BUSINESS METHODS</p> <p>Jo-el J. Meyer, Proliferation of Retirement Plan Patents Pose Problems for Practitioners</p>	June 6, 2007 P. 524
	<p><i>Copyrights</i></p> <p>Data in Web Server RAM Discoverable As ‘Electronically Stored Information’</p> <p><i>Columbia Pictures Indus. v. Bunnell</i>, C.D. Cal., No. CV 06-1093, 5/29/07</p> <p>判決文：http://pub.bna.com/eclr/06cv1093_052907.pdf</p>	June 13, 2007 P. 540
	<p><i>Cybercrime</i></p> <p>Council of Europe Seeks Wider Backing, More Involvement in Cybercrime Convention</p> <p>参考：http://www.coe.int/cybercrime/</p>	June 13, 2007 P. 557

III. Computer & Internet Litigation Reporter (USA)		
	<p>COPYRIGHTS</p> <p>Music Downloads Not Subject to Performance Royalties, Judge Rules</p> <p><i>United States v. American Society of Composers, Authors & Publishers et al.</i>, No. 41-1395, 2007 WL 1346568 (S.D.N.Y. Apr. 25, 2007). (判決文掲載)</p>	May 30, 2007 P. 3
	<p>PATENTS</p> <p>Amazon to Pay IBM to Settle Web Patent Dispute</p> <p><i>IBM Corp. v. Amazon.com Inc.</i>, No. 06-242, settlement reached (E.D. Tex., Lufkin Div. May 8, 2007)</p>	May 30, 2007 P. 7
	<p>TRADEMARKS</p> <p>Judge Won’t Close Blinds On ‘AdWords’ Trademark Case Against</p>	June 13, 2007 P. 3

III. Computer & Internet Litigation Reporter (USA)		
	Google <i>Google Inc. v. American Blind & Wallpaper Factory Inc. et al.</i> , No. 03-CV-5340-JF-RS, 2007 WL 1159950 (N.D. Cal. San Jose Div. Apr. 18, 2007) (判決文掲載)	
	COPYRIGHTS Court Grants Microsoft Injunction, Slashes Damages Request <i>Microsoft Corp. v. Ricketts</i> , No. 06-06712, 2007 WL 1520965 (N.D. Cal. May 24, 2007) (判決文掲載)	June 13, 2007 P. 4
	SPYWARE 'Spyware Doctor' Misdiagnosed Software As Infection, Suit Says <i>Zango Inc. v. PC Tools, Pty Ltd.</i> , No. 07-2-15844-8SEA, complaint filed (Wash. Super. Ct., King County May 15, 2007) (訴状掲載)	June 13, 2007 P. 4
	COMMENTARY The Utah Trademark Protection Act D. Craig Parry, Esq. Economically Efficient Patent Litigation <div style="text-align: right;">Barbara Mandell, Esq.</div>	June 13, 2007 P. 10-

(2) 日本の文献情報

I. LAW&TECHNOLOGY (民事法研究会)		
	「知的財産権推進計画 2007」の概要と知的財産戦略の歩み <div style="text-align: right;">中村俊嗣</div>	2007-7 P. 36
	ライセンシーの事業活動を保護する新たな登録制度の概要—特定通常実施権登録制度について— <div style="text-align: right;">波田野晴朗 石川仙太郎</div>	2007-7 P. 45
	平成 19 年度における知的財産侵害物品の水際取締り関連の制度改正等 <div style="text-align: right;">齊藤和久</div>	2007-7 P. 58
	実務 特許権侵害訴訟入門 (3) <div style="text-align: right;">田中昌利</div>	2007-7 P. 76
	〔判例研究〕江戸時代の浮世絵を模写した作品の著作物性 (東京地判平 18・3・23/東京地判平 18・5・11) <div style="text-align: right;">泉 克幸</div>	2007-7 P. 84

II. NBL (株式会社商事法務)		
	システム開発契約の明確化に福音 <div style="text-align: right;">上山 浩</div>	2007-6-15 P. 1
	知的財産訴訟 今後の課題 (上)	2007-6-15

II. NBL (株式会社商事法務)		
		高部真規子 P. 14
	ある社内弁護士の取組みに学ぶ	芦原一郎 2007-6-15 P. 30
	知的財産訴訟 今後の課題 (下)	高部真規子 2007-7-1 P. 40

III. Patent (日本弁理士会)		
	数値限定発明と均等論	中村 閑 2007-6 P. 50
	〔座談会〕 知的財産の活用の最新事情	流通流動化検討委員会 2007-6 P. 63
	特集 平成 18 年度 著作権委員会 プログラムの著作物性.....井上 正 コンピュータ・プログラムの著作権.....川崎 仁 プログラムの著作物に関する著作権の制限.....小笠原健治 著作権契約 (リバースエンジニアリング)丸山温道 プログラムの登録.....笹山温子 技術的保護手段 (技術的プロテクト) について.....岩崎博隆 コンピュータ・プログラムの著作権法と特許法による保護と変遷木村勢一	2007-6 P. 86-

IV. 公正取引 (財団法人公正取引協会)		
	【特集 独占禁止法違反事件の動向】 座談会／最近の独占禁止法違反事件をめぐって 川濱 昇、岸井大太郎、稗貫俊文、山田 務 平成 18 年度における独占禁止法違反事件の処理状況について 山田昭典 平成 18 年度における独占禁止法関係審決・判決等の概要 大矢一夫	2007-6 P. 2-
	公取委ガイドラインについての雑感	棚村友博 2007-6 P. 40
	【独占禁止法における判審決分析の役割 第 11 回】 拘束条件付取引—その 2	村上政博 2007-6 P. 42

V. 国際商事法務 (社団法人国際商事法研究所)		
	独禁法の事前聴聞手続きに関する米・欧・日の比較法的検討	伊従 寛 2007-6 P. 743

V. 国際商事法務（社団法人国際商事法研究所）		
	中国の製造物責任訴訟における立証活動をめぐる現状と課題 (監修) 三木浩一・柳 陽	2007-6 P. 767
	検索エンジンと米国著作権法〔中-1〕 城所岩生	2007-6 P. 798
	電子情報製品環境保護制御管理弁法（中国版 RoHS）に関する考察〔下〕 赤澤義文、他	2007-6 P. 803
	米国知財重要判例紹介③積極的誘引による侵害主観的要件 ユアサハラ法律特許事務所米国知財判例研究会	2007-6 P. 854
	インターネット法判例紹介 109 Boomer v. AT&T～使用による承諾の意思表示を認めた第7巡回区の事例～ 平野 晋	2007-6 P. 880

VI. コピライト（社団法人著作権情報センター）		
	著作権法 32 条 1 項の「引用」法理の現代的意義 田村善之	2007-6 P. 2
	シングル CD を抜いた有料音楽配信 石橋 正	2007-6 P. 21
	マルホランド・ドライブ事件—DVD のコピーガードと著作権— 井並波朋子	2007-6 P. 30
	ハイパーリンクの提供とウェブサイト運営者の法的責任—オーストラリア「Cooper」事件控訴審判決における「authorization」法理の適用— 作花文雄	2007-6 P. 34
	アニメーション映画の「映画製作者」の意義と著作権譲渡契約の解釈—パチンコゲーム機等映像事件— 宮下佳之	2007-6 P. 44

VII. 発明（社団法人発明協会）		
	【知的財産権判例ニュース】 放送番組録画転送サービスに関して著作権侵害が認められた事例（東京地方裁判所 平成 19 年 3 月 30 日判決 平成 18 年（ヨ）第 22046 号） 水谷直樹	2007-7 P. 62
	日米 HOT-line 服部健一 ● 米国特許法改革案下院 H.R.1908 は小委員会を通過し、司法委員会へ ● 米国特許法改革案翻訳（その 1）	2007-7 P. 75

VIII. 知財ふりずむ（財団法人経済産業調査会）		
	「知財人材スキル標準」の策定について 経済産業省 知的財産政策室	2007-6 P. 1
	判例評釈「ロクラク II」事件（東京地裁平成 19 年 3 月 30 日決定、平成 18 年（ヨ）第 22046 号） 帖佐 隆	2007-6 P. 7
	判決から見た商標の審決取消訴訟 60 年 小林和男	2007-6 P. 33
	新判決例研究（第 68 回 —無効不成立審決取消訴訟において提出することのできる証拠—） 村林隆一	2007-6 P. 95
	中国における技術成果に関する法律保護（第 2 回）—中国人民法院が下した競争制限に関する判例詳解— 白洲一新	2007-6 P. 101

IX. 著作権研究（著作権法学会）		
	<p>【基調講演】</p> <p>著作物の流通・契約・システム.....北川善太郎</p> <p>【シンポジウム】</p> <p>総論.....土肥一史</p> <p>著作権にかかる契約を巡る問題の現状.....伊藤 真</p> <p>共同著作物の利用に関する諸問題.....三村量一</p> <p>“契約で決めておけばよい”か？.....小泉直樹</p> <p>著作権契約の解釈準則—譲渡目的論の意義と射程を手がかりに—渡邊 修</p> <p>【論説】</p> <p>著作者人格権の一般理論—フランス法を例に—フィリップ・ゴドラ（訳：長塚真琴）</p> <p>【判例研究】</p> <p>著作権法制における「間接侵害」と差止請求権—「選撮見録事件」（大阪地裁平成 17 年（ワ）488 号・平成 17 年 10 月 24 日大阪地裁判決）判決と近時の類似裁判例の検討から—藤田晶子</p> <p>公立図書館の図書廃棄と著作者の人格的利益今村哲也</p>	第32号 2005

X. 知的財産法政策学研究（北海道大学大学院法学研究科）		
	【連続企画】知的財産法の新たな理論の構築に向けて その 2 国際的な知的財産権制度におけるハーモナイゼーションに抵抗する 5 つの傾向について.....Peter K. Yu 田村善之 村井麻衣子（訳）	第15号 2007.6

X. 知的財産法政策学研究（北海道大学大学院法学研究科）	
<p>特許法における政策レバー（2・完） Dan L. Burk Mark A. Lemley 山崎昇（訳）</p> <p>効果的な特許制度に関する多元的理論の試み（2・完） Nari Lee 田村善之（訳）</p> <p>【連続企画】知的財産権の間接侵害 その2 多機能型間接侵害制度による本質的部分の保護の適否—均等論との整合性—.....田村善之 「テレビ放送をインターネット回線を経由して視聴するシステム」を使用するための設備提供の是非—まねき TV 事件— 佐藤 豊</p> <p>【論説】 中国におけるコンピュータプログラムに関する発明の専利保護の新発展.....余翔・劉珊 石上千哉子（訳） 孤児著作物問題を巡る議論について—認識された論点、提案された解決策および残された問題点—.....菱沼 剛</p> <p>【判例研究】 模写における創作性の判断基準—豆腐屋事件— 村井麻衣子 著作物の題号と同一構成の商標が公序良俗に反し無効とされた事例— Anne of Green Gables 事件—.....松原洋平</p>	

XI. 日本工業所有権法学会年報（日本工業所有権法学会）	
 <p>知的財産法の現状と課題</p> <p>I. 巻頭言 研究共同体モデル.....北川善太郎 知的財産教育への夢.....江口順一</p> <p>II. 研究報告 商標機能論の再検討.....宮脇正晴 医療方法の特許保護.....佐藤祐介</p> <p>III. 特集 知的財産法の現状と課題</p> <p>i. シンポジウム 知的財産保護の交錯・専属・欠如.....渋谷達紀 先端技術の特許保護.....高倉成男 顧客吸引力の保護.....茶園成樹 創作投資の保護.....横山久芳</p> <p>ii. 質疑応答</p> <p>iii. 論説 産業財産権法及び著作権法と不正競争防止法の補完関係 土肥一史</p>	2006

XI. 日本工業所有権法学会年報（日本工業所有権法学会）	
	退職従業者に対する競業行為の制限.....松村信夫
	先端技術と有用性要件.....平井昭光
	欧州データベース保護指令に関する動向.....蘆立順美
	遺伝資源及び伝統的知識の保護をめぐる議論の基層田上麻衣子
	地域団体商標制度と地理的表示の保護.....今村哲也

3. お知らせ

(1) 平成 19 年度 ソフトウェアの知的財産権入門講座 引き続き受講者募集中！

毎年ご好評を頂いております「ソフトウェアの知的財産権入門講座」、今年度は例年以上のお申込を頂き、現在Aコースを開講中です。引き続き、**短期及びBコースの受講者を募集しております**。概要は下記の通りです。ふるってご応募ください。（詳細はウェブサイトでもご覧いただけます。<http://www.softic.or.jp/nyumon/nyumon2007.htm>）

Bコース

	開催日	講義タイトル	講師（敬称略）
1	2008年 1月16日（水）	ソフトウェアの著作権侵害事例	梶山 敬士
2	1月23日（水）	ソフトウェア契約をめぐる法的トラブル	吉田 正夫
3	1月30日（水）	ソフトウェア特許の侵害論	水谷 直樹
4	2月6日（水）	不正競争防止法と知的財産権	小川 憲久
5	2月13日（水）	独占禁止法と知的財産権	大澤 恒夫
6	2月20日（水）	デジタル・コンテンツの契約	宮下 佳之
7	2月27日（水）	オープンソースソフトウェアをめぐる動向	岡村 久道

短期コース

	開催日	講義タイトル	講師（敬称略）
1	2007年 10月22日（月）	ソフトウェアと企業法務	大野 幸夫
2	10月23日（火）	ソフトウェアと契約	小倉 秀夫
3	10月25日（木）	ソフトウェアと特許	岩本 康隆
4	10月26日（金）	ソフトウェア取引と独占禁止法	石田 英遠

〔ご参考〕 Aコース

	開催日	講義タイトル	講師（敬称略）
1	7月5日（木）	知的財産権法の概論	美勢 克彦
2	7月9日（月）	日本著作権法の概論	泉 克幸
3	7月19日（木）	ソフトウェア契約（1）	龍村 全
4	7月25日（水）	ソフトウェア契約（2）	大谷 和子
5	9月19日（水）	ソフトウェア特許の概説	三品 岩男
6	9月26日（水）	ソフトウェア特許の出願実務	土井 健二
7	10月3日（水）	ソフトウェア等の保護の国際動向、著作権管理の企業内実務	亀井 正博

■ 時間・場所

【全コース】

時間：午後1時30分～4時30分（休憩・質疑応答含む）

場所：紀尾井町 剛堂会館ビル1階会議室

■ 受講料・応募締切 *料金には資料代・消費税が含まれます

	賛助会員	一般	締切	※各コース 1 回ごとの受講も可能です。(一講座 会員 1 万 5 千円/一般 2 万円) 詳細お問い合わせ ください。
【Aコース】	7 万円	11 万円	平成 19 年 6 月末	
【Bコース】	7 万円	11 万円	平成 19 年 12 月末	
【AB 一括】	12 万円	20 万円	平成 19 年 6 月末	
【短期コース】	4 万円	6 万円	平成 19 年 10 月中旬	

(2) 平成 19 年 3 月 23 日開催「ソフトウェア ADR セミナー」の内容と模擬仲裁 DVD の無償頒布について

平成 19 年 3 月 23 日、大手町サンケイプラザにて開催した「ソフトウェア ADR セミナー」で放映されたソフトウェア取引紛争の模擬仲裁をドラマ化した DVD を先着 200 名様に無償頒布しております(ただし、送料のみご負担いただきます)。入手ご希望の方は下記 URL の注文フォームからお申し込み下さい。料金着払いにてお送りいたします。

<http://www.softic.or.jp/seminar/2007-ADR/>

なおドラマは経済産業省の下記サイトでも配信されています。

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/softseibi/index.html#05

SLN No. 108 (2007/07)

財団法人 ソフトウェア情報センター

発行：専務理事 山地克郎

編集：調査研究部長 柳沢茂樹

制作：調査研究部 内田 礼/高橋宗利